

消防法（抄）

昭和23年 7月24日法律第186号

（防火性能等）

- 第8条の3 高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用する防火対象物品（どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）は、政令で定める基準以上の防火性能を有するものでなければならない。
- 防火対象物品又はその材料で前項の防火性能を有するもの（第4項において「防火物品」という。）には、総務省令で定めるところにより、前項の防火性能を有するものである旨の表示を付することができる。
 - 何人も、防火対象物品又はその材料に、前項の規定により表示を付する場合及び産業標準化法（昭和24年法律第185）その他政令で定める法律の規定により防火対象物品又はその材料の防火性能に関する表示で総務省令で定めるもの（次項及び第5項において「指定表示」という。）を付する場合を除くほか、前項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
 - 防火対象物品又はその材料は、第2項の表示又は指定表示が付されているものでなければ、防火物品として販売し、又は販売のために陳列してはならない。
 - 第1項の防火対象物の関係者は、当該防火対象物において使用する防火対象物品について、当該防火対象物品若しくはその材料に同項の防火性能を与えるための処理をさせ、又は第2項の表示若しくは指定表示が付されている生地その他の材料からカーテンその他の防火対象物品を作製させたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を明らかにしておかななければならない。

（罰則）

第44条 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

（1）及び（2）略

（3）第8条の2の2第3項（第8条の2の3第3項（第36条第1項において準用する場合を含む。）並びに第36条第1項及び第6項において準用する場合を含む。）又は第8条の3第3項の規定に違反した者

（4）～（22）、略

（両罰規定）

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

（1）及び（2）略

- (3) 第39条の2第1項若しくは第2項、第39条の3第1項若しくは第2項、第41条第1項(同項第3号、第5号及び第7号を除く。)、第42条第1項(同項第7号及び第10号を除く。)、第43条第1項、第43条の4又は前条第1号、第3号、第11号、第12号若しくは第22号 各本条の罰金刑

<沿革>

- 昭和43年6月10日法律第95号により、第8条の3が現行条文第1項と同様の内容で新設され、昭和44年4月1日から施行された。ただし、施行の際、現に使用中の物品については、昭和48年6月30日までは適用しないこととなった。

- 昭和47年6月23日法律第94号により、「防災対象物品」の用語が入り、また、現行第2項以下の防災表示に関する規定が新たに加えられ、第2項、第3項は昭和47年10月1日から、第4項、第5項は昭和49年1月1日から施行された。

また、第5項については、「消防法の一部を改正する法律について」(昭和47年7月15日消防予第117号)第1-2-(2)で防災規制の徹底を期すこととし、以下のように示された。

- (2) 旅館、劇場等の特定の防火対象物の関係者は、当該防火対象物において使用する防災対象物品について、当該防災対象物品若しくはその材料に防災性能を与えるための処理をさせ、又は、消防法第8条の3第2項の表示若しくは指定表示が附されている生地その他の材料からカーテン等の防災対象物品を作製させたときは、自治省令で定めるところにより、その旨を明らかにしておかなければならないものとされたこと(消防法第8条の3第5項)。

ア 本項は、例えば、防災物品の使用義務者が防災性能を有しないカーテンを購入し、これをクリーニング業者に委託して防災性能を与えるための処理をさせ、又は防災性能を有するカーテン生地を購入して縫製業者にカーテンを作製させる等、販売行為によらないで防災物品が使用者に渡る場合があり、このような場合には、消防法第8条の3第4項によっては規制できないため、設けられた規定であること。

イ 本項の自治省令では、防災性能を有する旨の表示があるカーテン生地を購入してカーテンを自家縫製する等の特殊な場合を除き、消防法第8条の3第2項と同様な表示を附させることとする予定であること。

なお、第3項違反については罰則及び両罰規定の適用があることとなった。

- 消防法の一部を改正する法律が平成14年4月26日法律第30号で改正され、この改正により第44条の(罰則)及び第45条の(両罰規定)が強化され、平成15年10月1日から施行された。

<参考>

第8条の3第1項に掲げられている高層建築物及び地下街については、第8条の2第1項に次のように定義されている。

- 1 高層建築物とは、高さ31メートルを超える建築物をいう。
- 2 地下街とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。